

「点検商法」

【事例】昨日、作業服の男性が来訪し、屋根点検を勧められました。不具合はなかったのですが、無料というのでお願いしました。「屋根瓦がずれています。このままでは雨漏りします」と160万円の工事を勧められました。

心配になり契約しましたが必要な工事なのでしょうか。

【回答】これは、不安をあおり、工事契約を取り付けようとする点検商法です。

中には必要のない工事だったり、一度契約すると次々と工事を勧められたりするケースもあります。突然来訪した業者に安易に点検させないようにしましょう。

この場合はクーリングオフができます。

工事が必要かをよく考え、工事をする場合には複数の業者から見積もりを取り、比較検討しましょう。

(2023.9.1 広報まえばし掲載)